

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

令和4年3月24日
長野県国民健康保険団体連合会

職員が仕事と家庭を両立させることができ、男女ともに活躍できる働きやすい環境を整備するため、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間

令和4年4月1日から令和6年3月31日までの2年間

2 目標

看護休暇の取得者を令和3年の取得実績より1人以上増やす。

特別休暇として設けている「看護休暇」は、子、配偶者、父母等の看護を行う場合に取得できる制度であるが、令和3年の取得実績は5名で、男女別では男性0名、女性5名であった。子等の看護が必要となった場合に、男女ともに取得しやすい環境を整えるため、以下の取組を行う。

3 実施時期・取組内容

・令和4年4月～

- ①看護休暇制度の周知を行うことで職場全体での理解を図り、取得しやすい環境を整える。
- ②子の看護休暇に関して、取得対象となる、子供を養育している職員の把握を行う。

・令和4年10月～

- ①取得状況を確認するとともに、再度周知を行う。
- ②上記①の取得状況により、必要に応じて子の看護休暇の対象となる職員へ、個別に制度の情報提供を行う。